

双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付要綱

令和4年8月30日

要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進することを目的として、住宅用太陽光発電設備等（以下「補助対象機器」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、双葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和41年双葉町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難指示解除区域 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長からの指示により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第5項の規定に基づく避難指示が解除された区域をいう。
- (2) 住宅等 双葉町内の避難指示解除区域に属する住家及びこれに付随する建物並びにその所在する敷地をいう。

(補助対象機器)

第3条 この要綱において補助の対象となる機器は、次の各号に掲げるものとし、その要件は別表第1に定めるところによるものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電システム」という。）
- (2) 住宅用蓄電池システム（以下「蓄電池」という。）
- (3) 電気自動車充給電設備（以下「V2Hシステム」という。）

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた補助対象機器については、補助対象外とし、補助対象機器ごとに1回まで申請ができるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、自らが居住する又は居住しようとする住宅等（店舗等との併用住宅等を含む。）に補助対象機器を設置し、電力会社と電力需給契約を締結する者とする。ただし、町税等に滞納がある者を除く。

（補助対象住宅）

第5条 補助金の交付は、次に掲げる要件のいずれかを満たす住宅に対して交付するものとする。

（1） 補助対象設備が設置されている、町内の自らが居住するための新築住宅又は建売住宅を購入し、補助申請者による建物登記（権利部甲区受付年月日）が申請する年度の前年度の1月1日から申請する年度の2月末までに完了した住宅

（2） 町内の自らが居住するための既設住宅に補助対象設備を購入し、補助対象設備の工事請負契約等の締結及び補助対象設備の設置が申請する年度の前年度の1月1日から申請する年度の2月末までに完了した住宅

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請及び実績報告）

第7条 規則第4号第1項の申請及び規則第13号第1項の実績報告は、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、交付決定予定日の日が属する年度の3月20日までに、次の各号に掲げる書類を添えて町内に提出しなければならない。ただし、太陽光発電システムについては電力業者との電力需給開始日を期日とする。

- （1） 補助対象機器を設置した住宅の位置図
- （2） 補助対象機器の設置箇所の施工前後の現場写真
- （3） 補助対象機器の設置費が確認できる書類の写し（領収書又は契約書等）
- （4） 電力受給契約確認書の写し
- （5） 補助対象機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- （6） 町税等の未納がないことを証する書類

(7) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 受け付けた申請及び実績報告に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

(補助金の交付決定及び交付額確定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、規則第5条の規定により交付を決定し、補助金の額を確定したときは、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付（不交付）決定・補助金確定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消し及び返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が提出した書類に偽りその他不正があったと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該補助金の交付決定を受けた者に対して、双葉町住宅用太陽光発電設備等支援補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を全部又は一部取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 町長は、第8条の規定による補助金の交付額の確定後、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付請求書（様式第4号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(確認)

第11条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があると認めたときは、補助対象機器の設置状況について、設置場所における現地確認を行うことができる。

(財産の処分の申請)

第12条 補助対象者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入補助金処分承認申請書（様式第5号）

を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 太陽光発電システム 設置の日から5年以内の処分

(2) 蓄電池 設置の日から5年以内の処分

(3) V2Hシステム 設置の日から5年以内の処分

(財産の処分の確定通知)

第13条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認（不承認）を決定したときは、当該申請をした者に対して、双葉町住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金処分承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(データ等の提供要請)

第14条 町長は、補助金対象者に対し、補助対象機器の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年9月15日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

対象機器	要件
太陽光発電システム	以下の要件を全て満たすもの （１） 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、パワーコンディショナ（インバータ又は保護装置）、交流側開閉器等で構成されたもの （２） 申請する建物の敷地内に自家消費の用途（直接又は蓄電池を経由し、住宅の居住部又はV2Hシステムを通じて電気自動車においてのみ使用されているもの）で設置するもの （３） 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のものであること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であるもの （４） 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナが未使用品であるもの
蓄電池	以下の要件を全て満たすもの （１） 定置用のリチウムイオン蓄電池で、公称最大蓄電容量が1kWh以上のもの （２） 蓄電池に加え、インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を加えたシステムとして一体的に構成されているもの （３） 蓄電池から供給される電力が、住宅の居住部又はV2Hシステムを通じて電気自動車においてのみ使用されているもの （４） 未使用品であるもの
V2Hシステム	以下の要件を全て満たすもの （１） V2Hシステムを介して電気自動車等から供給され

	る電力が、住居で消費されているもの (2) 経済産業省及び環境省の補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの、又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているもの (3) 未使用品であるもの
--	--

別表第2（第6条関係）

対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	(1) 1kWあたり4万円に、設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位はkWで表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値)を乗じて得た額。 (2) 補助対象となる公称最大出力値の上限は4kWとし、上限額は16万円とする。
蓄電池	(1) 1kWhあたり4万円に、設置する蓄電池の公称最大蓄電容量の合計値(単位はkWhで表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値)を乗じて得た額。 (2) 補助対象となる公称最大蓄電容量の上限は5kWhとし、上限額は20万円とする。
V2Hシステム	購入設置に要する額の2分の1の額。ただし、10万円を上限とする。

